

交通安全協会だより（令和2年7月号）

～ あおり運転の厳罰化を認識していますか！ ～

近年、あおり運転により発生した死傷事故が社会問題化したことなどを受け、罰則を強化した改正道路交通法が6月30日から施行になりました。

これまでの道路交通法には「あおり運転」を取締まる規定がなく、「車間距離保持義務違反」や「急ブレーキ禁止違反」、刑法の「暴行罪」などを適用していましたが、このたび改正された道路交通法では、あおり運転を「妨害運転罪」として新たに規定しました。

1 あおり運転行為と罰則

行 為	運 転 の 態 様（具体例）	罰 則	違反点数	欠格期間
交通を妨害させる目的で危険が生じると予測させる行為をした場合	<ul style="list-style-type: none">○ 車間距離を詰める○ 急ブレーキをかける○ 急な進路変更（割込み）○ ハイビーム威嚇の継続○ 幅寄せ、蛇行運転○ 不必要なクラクション○ 通行区分（左側通行）○ 高速道路での最低速度未満での走行○ 高速道路上での駐停車 など	3年以下の懲役 または50万円以下の罰金	25点	2年
高速道路で著しい危険を生じさせた場合	<ul style="list-style-type: none">○ 相手車両を停止させる○ 衝突事故を発生させる	5年以下の懲役 または100万円以下の罰金	35点	3年

2 自転車のあおり運転 ～ 2回の違反で講習 ～

あおり運転の厳罰化に併せて、自転車が他の車両を妨害する目的で執拗にベルを鳴らすなど自転車のあおり運転を「危険行為」と規定し、3年以内に2回違反した、14歳以上の違反者に安全講習が義務となり受講しないと5万円以下の罰金と定められました。施行日は6月30日からです。

今回、改正された道路交通法では、自転車のあおり運転に当たる「妨害運転」を15項目に規定し、具体的には自動車やバイク、他の自転車の通行を妨げる目的で

- 逆走して進路をふさぐ
- 幅寄せ
- 進路変更
- 不必要な急ブレーキ
- ベルを執拗に鳴らす
- 車間距離の不保持
- 追い越し違反

の7行為が規定（想定）されています。

～ 交通マナーアップ推進月間県民運動の実施 ～

1 期 間

令和2年7月1日（水）から8月31日（月）までの2ヶ月間

2 推進項目

- 横断歩道や歩道における歩行者優先の徹底
- 自転車の安全利用とルールの徹底
- 全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 運転時等における携帯電話等の使用禁止
- 高速道路利用時の交通事故防止